

# 予算決算常任委員会〈全体会〉会議録

令和7年6月25日（水）

令和7年6月25日（水）午前10時00分から予算決算常任委員会〈全体会〉を第一委員会室に招集した。

- 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	丸山 国一	副委員長	矢崎 友規
委 員	中村 勝彦		日向 正
	岡部紀久雄		高畠 一幸
	青柳 好文		高野 浩一
	飯島 孝也		小林真理子
	平塚 悟		相沢 俊行
	小野 公秀		佐藤 浩美
	有賀 公子		荻原 哲也

- 欠席した委員

なし

- 委員以外で出席したものは、次のとおりである。

議長 廣瀬 明弘

- 説明のため出席したものは、次のとおりである。

政策秘書課長	丹澤 英樹
総務課長	志村 裕喜
財政課長	田口 俊
税務課長	飯島 泉
市民課長	河村 敬
福祉総合支援課長	土橋 美和
介護支援課長	古屋 勇司
子育て支援課長	矢口 成彦
観光商工課長	林 正樹

農林振興課長	有賀 博		
教育総務課長	清水 修		
政策秘書課	新田 照人	笹本 正和	廣瀬 亮
総務課	高石 宏満		
財政課	中村 明博		
税務課	吉岡 栄治		
市民課	齊藤 梨絵		
福祉総合支援課	松沢 則子	小倉 真	窪川はづき
介護支援課	雨宮久美子		
子育て支援課	雨宮明日香		
観光商工課	武藤 剛		
農林振興課	石原 久誠		
教育総務課	内藤 智子	小林 絵美	
生涯学習課	八巻 一也	後藤みすず	

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第43号 令和7年度甲州市一般会計補正予算（第2号）

[開会 午前10時00分]

- 委員長（丸山国一君） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまです。

ただいまの出席委員16人、定足数に達しておりますので、これより予算決算常任委員会全体会を開会いたします。

---

#### 議長挨拶

- 委員長（丸山国一君） 初めに、議長が見えておりますので、挨拶を受けます。
- 議長（廣瀬明弘君） 皆さん、おはようございます。

予算決算常任委員会、当局の方からもしっかりした説明のほうをいただき、審議をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

- 委員長（丸山国一君） ありがとうございます。

---

## 開 議

- 委員長（丸山国一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、6月6日の本会議において当委員会に審査を付託された補正予算案1件について審査をお願いいたします。

---

### 議案第43号

それでは、議案第43号 令和7年度甲州市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお、前委員会において請求された資料は、当局よりいただいておりますので確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、事前に説明をいただいておりますので、これより質疑を行います。

まず、第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての質疑を行います。

歳入についての質疑はございませんか。

(発言する者なし)

- 委員長（丸山国一君） よろしいでしょうか。

それでは、質疑がないようでございますので、歳入全款についての質疑を打ち切ります。次に、歳出に入ります。

第2款総務費についての質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 企画費の中のふるさと納税事業費の中において、資料請求をさせていただいたので、楽天ふるさと納税のプロモーションについて資料を頂きましたが、こちらを見ると、出店料50万円で5月下旬までに申込み締切りということで、これは当初予算に計上することは不可能だった事業ですか。

- 委員長（丸山国一君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

こちらのイベントのお知らせが当方に来たのが、本年の5月でございました。表紙の1ページでも2025年5月と書いてありますけれども、これでイベントの概要が明らかになりましたので、そこで補正予算を請求させていただいている状況です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 出店料を見ますと50万円で、それ以外の費用として8万2,000円、どのようなものを持っていって展示をする予定なのか。あと、もし昨年度もやっているのであれば、昨年度どのような実績があったのかお伺いできますか。
- 委員長（丸山国一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。
- 出店料が50万円のほかに追加の机、それから椅子、それから共同キッチンです。試食等に使うような共同キッチンの料金等が含まれまして8万円少しプラスしている状況です。昨年度の実績は特にはございません。本年度が初めての参加となります。
- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） あと、どのようなプロモーションをご予定しているのか、どのような商品を持っていくのか、お願ひします。
- 委員長（丸山国一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。
- 主には、シャインマスカットを中心にブドウの試食提供、それから、市産ワインの試飲提供を、ぶどうの丘にも協力いただく中で実施をする予定でございます。
- パソコンを持込みさせていただきまして、その現場で寄附の受付もできればと考えております。
- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。
- ほかに質疑はございませんか。
- 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） お願ひします。
- 2款1項7目のまちづくり推進費の移住・定住推進事業費というところで、資料をご準備いただいたて県の要綱でしょうか、県提示のひな形という資料を頂いたのですけれども、この県の要綱にのっとって甲州市では設計をしたということなのでしょうか。後で伺いたいのですけれども、新築住宅取得コースと中古住宅取得リフォームコースとか、金額とかもいろいろあってその違い等がよく分からないところがあるのですけれども、ご説明いただけますでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

資料として提出させていただきましたのは県の要綱でございまして、それを基に実施す

る市町村は自分のところの独自の要綱を、内容はそれに全くのとった内容となりますけれども、それを作成して事業を実施する流れとなります。現在作成中の状況でございます。

細かな内容としては、いろいろその対象者によって状況も違うのですが、例えば夫婦ともに29歳以下のご夫妻であれば、上限を60万円として中古住宅の取得ですとかリフォームですか、そういうものの費用に対して補助を行うと、大まかにいえばそのような内容となっております。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

それで、新婚世帯と子育て世帯というのがあるのですけれども、新婚世帯の中に次に掲げる項目を全て満たす世帯とする、ということで、子どもが18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子を養育していると。新婚であっても子どもを養育しているという条件が必要なのか、ちょっとそこが私の理解不足で申し訳ないのですけれども、それと、例えば新婚というのはパートナーシップの方、パートナーシップ制度による届出も含むということなので、そういう方は子どもさんがいなくてもこの事業に該当するのかどうかということを伺いたいと思います。

- 委員長（丸山国一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

新婚さんでも、例えば妊娠中の方とかも対象に含めまして、お子さんを養育している場合というのも対象になります。パートナーシップについても対象にしております。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

パートナーシップで18歳以下の子どもさんがいらっしゃる人も該当するということで確認ができたと思います。

もしも子どもがいない場合は、新婚であってもこの制度は子育て支援だから、子育て世帯住宅だから、子どもがいない場合は、例えば市内に家を建てるとかリフォームするとかそういうことは、妊娠していれば別だけれども、子どもがいなければこれには該当しないということで当てはまらないということですか。

- 委員長（丸山国一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

そのとおりでございます。ただし、昨年度から結婚等新生活支援補助金というのも実施しております、そちらは本年も継続しております。この中では特に子どもの要件はございませんので、そちらでは見ることができます。今回の子育て世帯は、委員ご指摘のとおり子育てしている世帯を対象としたものでありますので、昨年度から実施している事業と別の事業ではございますが、枠が広がったという感じになります。そういうことで今回ご請求をさせていただいております。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。ありがとうございます。

では、対象の枠が広がったというふうに考えればいいということですね。

あと、伺いたいのはもう一つだけ。新築、リフォーム、引っ越し費用も申請があれば該当するというわけですね。

- 委員長（丸山国一君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

引っ越しの費用も対象となります。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか

日向委員。

- 委員（日向 正君） 総務費の2項徴税費についてお伺いします。

職員手当等で236万円という計上があるのですけれども、これが資料によると職員の時間外ということなのですが、この時間外とする対象人数、何人ぐらいが時間外をやって、その期間というのはどのくらいを見ての補正予算の額になっているのでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 飯島税務課長。

- 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、職員の時間外手当でございます。積算の基礎としましては、5人で、3時間で、21日間を3か月ということで計算をしております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 日向委員。

- 委員（日向 正君） これはあくまでも補正だから、平常の業務でも時間外にプラスということだというふうに理解してよろしいですか。

- 委員長（丸山国一君） 飯島税務課長。

- 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

通常の業務につきましては通常の超過勤務の対応となります。今回、昨年度の調整給付もそうだったのですけれども、異常に事務量が増えますのでそのための対応として今回補正で計上させていただきます。

なお、人件費につきましても国の補助の対象とこちらのほうでは見込んでおりますので、市のほうの財源としては、持ち出し分はないというふうに考えております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君）　　日向委員。
- 委員（日向　正君）　　分かりました。国からいろいろ言ってきてるので対応しなければならないということですが、税務課のこの業務に当たる人たちのオーバーワークといいますか、ちょっと仕事が集中しているのではないかなという感覚もしていますので、残業をこれ以上してはいけないとか、そういうルールには逸脱していないというか、違反していないという認識でいいですね。
- 委員長（丸山国一君）　　飯島税務課長。
- 税務課長（飯島　泉君）　　お答えいたします。

現在、総務課のほうで長時間勤務に関する調査といいますか、アンケートを継続して行っております。月に45時間以上80時間の職員に対してはチェックリストというのを提出してもらっております。さらにそれを上回るようであれば、産業医との面談も含めて対応を考えることになっております。

昨年、昨年というのは今年の1月から4月ぐらいまで超過勤務がずっと続いていましたので、こちらのほうもリーダーにも声をかける中で時間外についての体調の管理といいますか、不調が起こらないような対応といいますか、声掛けをする中で事業を進めてまいっております。5人で超過勤務を見ておりますが、職員は7名おりますので、適宜交代するなどして労働の分散を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君）　　ほかに質疑はございませんか  
中村委員。
- 委員（中村勝彦君）　　7目まちづくり推進事業の移住定住のところで先ほど質問が出たのですけれども、一つだけ確認ですけれども、この対象の中で元の住居地等は、どこから引っ越ししたというのは特に問題なく、甲州市の中であれば引っ越し先だけが大事ということが一つと、あと、ほかの支援制度との被っての申請ができるのかというところを

お願ひいたします。

- 委員長（丸山国一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

本市に転入された方、それから市内で転居された方、どちらも対象となります。また、特に制限する規定とかはございません。ほかの該当するような事業というのはどのようなものが該当するかというのは、ちょっとこの場では把握しておりませんが、特にそういったほかの事業と抱き合わせで制限をかけてあるような事業ではございませんので、その点は心配ないかなと考えております。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 戸籍住民基本台帳費の中の振り仮名法制化対応で、このスケジュール感というのでしょうか、住民への郵送等もあるのでお願ひいたします。
- 委員長（丸山国一君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

本市のスケジュールにおきましては、今のところ7月末に確認の通知を発送したいと思っております。改正法の中で来年の5月までには受付をしなさいという内容になっておりますので、7月末の発送、それから、振り仮名に誤りがあるという申出は来年の5月まで受け付けるというようなところになります。

- 委員長（丸山国一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

- 委員長（丸山国一君） 第2款総務費についての質疑を打ち切ります。  
それでは、次に、第3款民生費についての質疑を行います。
- 委員（小林真理子君） 社会福祉費の中の社会福祉施設管理費において、健康福祉センターの浴室ガラスの目隠しフィルムの劣化で入替えを行うということなのですが、こちらは大規模改修工事のときには行っていなかったのでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

大規模改修は、令和3年の7月から令和4年の3月までにかけて行ってございます。大浴場の外壁ガラスにつきましては、ガラスの清掃と外側からの白いフィルムの貼り替えを行ってございます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） そうすると、今回は白いフィルムではなくて外側からの白いフィルムで、今度はどちら側のフィルムを直すのですか。
- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

ガラスには、外側からの白いフィルムのみが目隠しで貼ってある状況になっております。今回、フィルムの経年劣化がひどくて、大変もろくなってしまっておりまして、触るだけで白い粉がつくくらいに劣化をしてしまっているという状況で、本年の3月末に意図的に剥がされた形跡が見られたことから、このたび防犯性や耐久性の高いガラスに交換という形でさせていただくものになります。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。大規模改修のときにやったフィルムがもう劣化してしまったということですね。ちょっと早いなと思いながら、ガラスごと入れ替えるのですか、今度は。今度は外から見えないような対策としてはどういうことをするのでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、日に常にさらされている状況でしたので、外側からのガラスということ、外側に貼られたフィルムということで劣化のほうはかなり早く起きましたという状況になります。

今回2枚入れ替えるガラスは、2枚のガラスの間に乳白色の特殊フィルムを入れて圧着したようなガラスになります。そちらに替えることで自然の防御というかそういう効果もありますし、防犯性も高いものになります。例えば割れてもガラスが飛び散らないような形状になっておりますので安全性も高いものになります。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか  
飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 3款1項4目老人福祉費の中で、需用費、備品購入費ということ

で在宅高齢者生活支援事業費ということで、通いの場整備及び運営の補助が出るということで、活用団体の一覧を資料として頂きましたけれども、これは予算を説明していた大く資料によると令和6年の寄附分を充てるということで、これは寄附があったから対応するということであって、通常はどんな形になっているのでしょうか。

また、この団体、今回寄附分の団体として、寄附分を充てる団体としてピックアップしたものであって、普通には、また別に支給されている団体等があるのでしょうか、伺います。

- 委員長（丸山国一君） 古屋介護支援課長。
- 介護支援課長（古屋勇司君） 今回の補正につきましては、寄附を頂いたもので備品を購入して介護支援課で備品として持っていて、それを各団体へ要望があったときに貸し出すという内容になっています。それ以外に新規の団体につきましての備品の補助とかは上限を設けて当初のときに行っておりますので、そのようにご理解をお願いいたします。
- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 2項の児童福祉費の中の解体設計費についてなのですが、神金保育所については条例審査のときに大分具体的に活用について伺ったのですけれども、大藤保育所はどういうふうに解体した後やっていく予定なのでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

まず、大藤地区につきましては、昨年度、閉所につきまして地区との話し合いの中で夏にアンケート調査を実施していただきまして、地区のほうで。それで、その結果が大藤地区からのご要望としましては市のほうに一任をするというふうなご意向をいただきましたのでそのような、今後市のほうで活用については検討していくという内容になります。以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 今後の使用用途もまだ決まっていない中で、これはやはりセットで解体設計していかなければならぬ事案だったのでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

今回の2か所の保育所の解体につきましては、私どもとしても耐震がされていないということで、まずは、その部分を閉鎖のご議決をいただいた後には優先して、まず安全に建物のほうの解体を優先すべきだというような考えの中で今回解体設計費のほうを計上させていただいた流れになりますので、活用につきましては、まず安全に解体した後、地域の方とまた協議を進めていくというように考えております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 私の意見なのですけれども、市の公有財産においても、耐震性がないので閉鎖した後、放置されているものも多々ある中で、このように早いというのはどうして違いが出てくるのかなどちょっと違和感を感じるところです。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 3項生活保護費の生活保護総務費の委託料、生活保護システムの改修ということで、改修の概要としては生活扶助基準の見直しがあったということで、臨時的な見直しに対応するということと、あとは、システム上は調査項目削除とエラーチェックということのシステム改修が入ることですけれども、まず一つ。生活扶助基準については2年ごとに臨時的、特例的な対応がされているということですが、今回も当面2年間ということですけれども、恒久的な見直しというような動きというのはないのでしょうか。2年とはいっても、前も2年ありますので4年続いているということを見ると、上昇基調にあることを背景というのは恒久的なものという認識もできるかと思うのですが、いかがでしょうか。

もう一つ、システム改修については、調査項目の削除とエラーチェックということのシステム改修という内容ですけれども、金額がこれで適切なのかというのがちょっと判断しかねるところなのですが、妥当性というところはどういうふうに判断しているのか伺います。

- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。

- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

令和9年度以降の生活扶助基準の検討というところでございますが、そちらのほうも国のほうから見通しというか検討の見込みのほうを示されておりまして、令和9年度以降

の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得者世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行っていくということで、国から都度検討がされるということになります。その際、年齢階級であったり、世帯人員等の分析が可能な、5年に一度の生活保護基準部会での定期検証という形で1年前倒しの実施を図って、その検証結果をその翌年に適切に対応、適用する、反映していくということのようです。

それから、改修費のほうが適切かどうかというところでございますが、共に改修パッケージによる作業でございますので、その作業に併せて影響度調査や改修に伴うマニュアルの追記などを行っていくということでございますので、適切であると考えております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） ちょっとシステムの改修はいつも見える化をお願いしたいのですが、なかなか難しいところなのですが、例えば作業工数ですか作業人員ですか、人員の場合だったら単価ですか、そういうところをお示しいただいて、それでこれだけの総額がかかりますみたいなことが分かると、ある程度、この単価が高いなとか、そういう妥当性が分かるかと思うので、そういうものをお示しいただきたい。今回は、資料請求していませんのでいいのですけれども、そういう形で妥当性について検証しましたというようなお話をいただくと、大変こちらもチェックしやすいと思いますのでお願ひしたいと思います。

それと、あと、生活扶助基準について、5年、6年の臨時的で、7年、8年の臨時的ということで、この資料だけでは4年間臨時的対応が続いているところなのですが、それ以前から、本格的な見直しではなく、恒久的な見直しではなくて臨時的な対応でずっと続けてきたこと、何か先ほどの話だとその都度判断するというような国の見解があるというようなことなのですけれども、生活扶助基準というのが、恒久的に見直さなければならぬというような段階ではないというふうに判断してこの臨時的措置を随分続いているのか、ちょっと伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。その前からやっているのですか。

- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

お答えがしづらい内容ではございますが、2年に1回の国の通知により臨時的な措置を行っているということでございますので、その前も恐らく生活保護基準部会というところで定期的に検証は行って、一定のこの措置でございますので、今後もそのような形で恒常的になされると思います。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 臨時的、特例的な対応というのは、5年から6年度の前もそういう形で行われていたという、前も随分ずっと臨時的、特例的というところで進んできたのかということだけ確認させてください。
- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

申し訳ございません。令和5年前の臨時的措置があったかどうかというのがちょっと手元の資料ではございませんが、令和4年の時点で生活保護基準部会の検証結果に基づいて令和5年から対応しているということになります。それが令和元年当時の消費実態の水準に比較してという形になりますので、過去も経常的に2年に一度なのか、毎年のように確認のほうは部会のほうで、国の方で行っていると考えています。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 自治体の責任という範囲でいうと、どこまでできるのか分からぬのですけれども、甲州市は甲州市としての生活保護基準みたいな、生活保護のレベルというか市民の生活水準等もあるのではないかなと思いますので、市としての検証みたいなことというのはしない、国の答申というか改正に従ってというところしかないということなのですとかね。
- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

生活保護の基準としましては、国の基準に合わせて生活保護にすべきか、そうではなくて生活保護に生活困窮の状態で支援に回すかというところで、私どもも常時ケース会議という形で判断をさせていただいておりますので、あくまでも国の基準で、市の方で独自で設定している生活保護基準ではございません。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 今の飯島委員の発言に関わって、生活保護基準というのはやはり

国で決めることだと思います。そして、安倍首相のときに物すごく生活保護基準が減ったのですよ。下がって、その後訴訟がたくさん起こって、今物価がこんなに高くなっているのにその基準が基本になっているからということで、1,000円上げるとか1,500円上げるとかという部分的なことになっているのですけれども、大分訴訟が敗訴というか勝訴というのか、そういう状態が出てきて、そして、今度きっときちんとまた基準を構えようということだと思います。

私発言させていただいたのは、生活保護基準は国の基準でやむを得ないと思うのですけれども、市でもしできるとすると、例えば子どもたちの就学援助というのが、市によって生活保護基準の1.2倍だったり、1.3倍だったりというふうになっているということがあります……

- 委員長（丸山国一君）　　この部分の質疑になりますか。
  - 委員（佐藤浩美君）　　はい、失礼いたしました。そういうことも考えてやっていただければいいと思います。失礼しました。ありがとうございます。
  - 委員長（丸山国一君）　　ほかに質疑はございませんか。
- 平塚委員。
- 委員（平塚　悟君）　　4項の救護施設費のことでお伺いします。

資料の中に、鈴宮寮の譲渡先審査委員会で外部委員へ委託するということでありましたので、今年度当初予算の中で鈴宮寮の登記業務に関して委託料が予算計上されています。そのことを受けてということだと思うのですが、譲渡先審査委員会というのはどのようなメンバーで構成されているのか。また、外部委員へ委託するということなので、外部に委託する方の専門性というのはどういうところがあつて委託することになった、する予定でいるのかというところをご説明お願いします。

- 委員長（丸山国一君）　　土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君）　　お答えいたします。

委員構成でございますが、副市長をはじめ庁内主要課長の4課長、それから外部からの委員を2名ほど予定してございます。

庁内で鈴宮寮の状況を理解している職員だけではなく、透明性を図って真に救護施設として機能維持が可能な事業者かどうかというところを、地域の特性を踏まえた上でフラットな視線で公平公正に選考していただけるということを期待しまして人選をしてまいります。地域の実情に明るく、また救護施設であつたり、それから福祉事業に關係する

方を委員としてお願ひしようと考えております。

- 委員長（丸山国一君） 平塚委員。
- 委員（平塚 悟君） 了解しました。

当初の予定どおり8年度には譲渡という認識で、そこは変わらずということでおろしいでしょうか。確認お願ひします。

- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

委員のおっしゃるとおりでございます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 今の報酬のところなのですが、甲州市の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の中でこの委員会名が当たらないのですが、どれに基づいて今回の報酬を定めたのかお伺いできますか。

（「休憩お願ひします」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午前10時40分

---

再開 午前10時50分

- 委員長（丸山国一君） それでは、再開いたします。

土橋福祉総合支援課長。

- 福祉総合支援課長（土橋美和君） 大変失礼いたしました。お答えいたします。  
甲州市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の中の別表の中の契約の相手方選定に係る委員会委員、日額5,000円という項目がございますので、そちらに従いまして設定をしてございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか、

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 矢口課長より発言の申出がありますので、それを許可いたします。

矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） 小林委員の質問にちょっと補足のほうをさせていただきたいと思います。

まず、先に建物を壊すことについての可否についてですが、まず、神金区域につきましては具体的な利用に関するご要望のほうはいただいておりますので、まずは建物を優先させていただくということと、大藤につきましては市への一任というご意向が示されている中で、園舎が実は土砂災害の警戒区域にございまして、それで区のほうからも、区域に指定されて安全面から建物にちょっと不安があるというようなことで、区からも実は建物のほうを先に解体してもらいたいという要望も受けておりまして、そんなことで2園とも今回優先的に建物の解体を進めさせていただくという内容になります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 第3款民生費についての質疑を打ち切ります。

それでは、次に、第6款農林水産業費についての質疑を行います。

平塚委員。

- 委員（平塚 悟君） すみません、1項4目のワイン振興費のことで質疑を行います。

事前に資料も頂きました。K.O.Jに費用負担するというところで154万円、ワイン振興費を増額というところですけれども、ほぼ毎年行っているのですけれども、ロンドンでのプロモーション、今回はシンガポールでのプロモーションということでアジア市場に甲州ワインの需要を伸ばしていきたいということで伺っておりますけれども、K.O.Jの事業ですけれども、プロモーション活動に250万円を今回予算があるというところで、プロモーション活動の予定であったりとか、甲州市からの参加人数、そういったところの詳細がありましたらご説明をいただきたいと思いますが、いかがですか。

- 委員長（丸山国一君） 林觀光商工課長。

- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

まず、新規で行いますシンガポールのプロモーションの時期につきましては、11月頃を予定してございます。また、参加する人員につきましては、県内九つのワイナリーを予定してございまして、そのうち7社が市内のワイナリーを予定してございます。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 平塚委員。

○ 委員（平塚 悟君） これは7社にもそれぞれ、受益者負担ではないけれども、参加するに当たり負担していただくというところで資料にも載っていますけれども、それ以外に例えば市の担当者であったりとかそういったところ、そういった方たちも一緒にプロモーション活動を行っていくということはあるのですか。

○ 委員長（丸山国一君） 林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

シンガポールに同行するのかどうかということだと思いますけれども、今回の事業費についてはその分は加味されてございませんので、参加するのであれば、また別途の予算経費が必要となるわけでございます。

○ 委員長（丸山国一君） 平塚委員。

○ 委員（平塚 悟君） 第2ステージというように、甲州オブジャパンの、甲州ワインのプロモーションが第2ステージですよということで資料にも載っています。これまでロンドンで知名度を上げて、実際に消費地となる、日本に近いアジアに向けてというところだと思うのですけれども、そういう目的からすると、情報を常に、ワイナリーだけではなくて担当課としてもキャッチしておいたほうが、私はいいかと思うのですけれどもね。大々的に何名も行く必要はないと思うのですが、せめて担当課の担当リーダーと、そういったところは行って情報を、7社の市内のワイナリーさん、また県の担当者とアジアでの動向を把握してくるということも大切だと思いますので、これはちょっと要望になってしまふかもしれません、検討をしていただきたいと思います。

それと、あとすみません、目的を私が一方通行で言ってしまっているので、一応市としての目的、このＫＯＪにアジアプロモーション活動をしていく目的というところです。

一応確認でお伺いしたいと思います。

○ 委員長（丸山国一君） 林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えをいたします。

今回のＫＯＪが第2ステージに移るに当たりまして、今まで平塚委員がおっしゃられたとおりロンドン中心のプロモーションになってございました。その中で県と酒造組合、また我々構成市町村等々でいろいろ協議を進めていく中で、人口が増えてワインの消費量も増えつつあるアジアに目を向けていこうというところで、今回の第2ステージにつきましてはアジアのワインの拠点となっておりますシンガポールに着目しまして、そちらでのプロモーションを働きかけたわけでございます。

本市の立場といたしましては、当然税金、公金を投入して補助金を出させていただいておりますので、ただその参加している7社の販売が伸びるということだけではなくて、市全体のワイン振興に資する事業というつもりでももちろん取組をさせていただいております。

委員ご承知のとおりだと思いますけれども、K.O.Jに参加をしなくても、どこのワイナリーでも国外でワインを売ることは当然可能でございます。また、そういったK.O.Jに入らずに販売をされているワイナリーさんがいることも承知はしてございます。ただ、今後新たに海外展開を考えられている方等々にとっても、K.O.Jに参画すればそういうロンドン、シンガポールへのプロモーションがかけやすい状況であるということもプラスでございますし、また、ロンドン、シンガポールでの甲州ワインの知名度が上がりことによりまして、ほかのワイナリーさんも、他の地域に輸出をされる場合におきましてもかなり有利になるというふうに考えてございますので、本市全体のワイナリーのプラスになり、ワイン振興につながるという思いで事業を展開してございます。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 今の平塚委員の質問に関連なのですから、これは、山梨県のほうの県のほうの費用は1,000万円を超えるというお金を頂いている中ですっとやってきた中なのですけれども、ポイントを言うと、山梨県の新たなワイン輸出に関するプロジェクトが動き始めているのが新聞で報道されまして、来年の2月、3月も含めて何か大きなプロモーションをするのですが、そういうものと本市のこのK.O.Jは関連をしているのか、あるいはこの後関連するのか、そのあたりだけお尋ねします。

- 委員長（丸山国一君） 林觀光商工課長。

- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

今回のお願いしている補正予算については、直接事業の関わりはございませんが、年明けに予定されております事業、当初予算で別に80万円が載ってございますけれども、そちらの事業で本県へのワイナリーの視察等が海外から予定されておりますので、そこと併せた相乗効果については期待をしてございます。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 6款1項の新規就農者育成総合対策で経営発展支援事業というのがございますが、この事業の内容等は資料を頂いたので分かったのですが、これを実際に交付する先をどういうふうに選定していくのか、この情報周知というのをどういうふうに考えているのか。

あと、農家の件数としては、金額はいろいろあると思うので決められないかもしませんが、何件ぐらいを想定しているのか伺います。

- 委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。  
(「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)
- 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。  
休憩 午前11時04分
- 

再開 午前11時05分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。  
先ほどの質問は取消しをさせていただきます。  
ほかに質疑はございませんか。
- 高野委員。
- 委員（高野浩一君） 地域おこし協力隊推進事業費で、これは私、一般質問でも触れさせていただいたのですが、100万円の、具体的に何人が使うとかとか、それぞれその方たちがどんなものに活用して今後それを頑張っていこうというのか、その辺を伺います。
- 委員長（丸山国一君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） お答えいたします。

今回の対象者につきましては、フリーミッション型の最後の研修生になります。今年の2月に3年間の満期で退任しまして、今回、当初から農業法人のほうに研修をしていましたが、本格的に農業を3年間のうちにやりたいという気持ちになりまして、今回起業補助金に使うものについては常用モアと中古のスピードスプレイヤーを購入し、今のところ2反歩ぐらいの農地しか確保できていないのですが、今後経営拡大を進めていくまでの起業支援金の補助金、1名です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。  
(発言する者なし)

よろしいでしょうか。

第6款農林水産業費についての質疑を打ち切ります。

次に、第10款教育費についての質疑を行います。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 1項2目のフリースクール利用者支援事業補助金ということが県から半分ということで来ているのですけれども、要綱を頂いて読ませていただきました。

まず、想定している人数は、割ればいいのですけれども、一応人数はどれくらいかということについて伺います。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、この補助金を活用していただく上でございますが、まずフリースクールに関しましては、指導要録上の出席扱いにするガイドラインに基づいて、校長が確かに出席でいいということを認めているフリースクールということになります。さらに、就学援助費の受給世帯ということになりますので、さらにそこは限られてくるかなというふうに思っております。

昨年度でございますが、数人の方が今言ったフリースクールのほうに通われていて、出席扱いで、出席という形で認めているという状況でございます。その中の1名、あるいは2名程度が該当するかなというようなところで今回は計上させていただいているところでございます。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

6人分ぐらいの金額ですか、そうではない。1名分ですか。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

1名分の12か月分ということで計上させていただいております。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。ありがとうございます。

一月だから12か月分で1年ということだと理解しました。

フリースクールに通っているお子さんへの援助ということで、大変一歩前進なのだと思いますのですけれども、以前私も一般質問でも質問させていただいたことに関わるのですけ

れども、就学援助を受けている人だけですよね、先ほど課長がおっしゃったように。小学校へ行っている子どもさんは、教育費は基本からないということが原則なのだけれども、学校に行けなくて、それでもフリースクールという形になっているお子さんの場合は、今言ったように就学援助の方以外は、結構お金も月何万円もかかるわけなのですけれども、何の補助も今のところないということなのですけれども、県ではきっと就学援助ということが基準ということになっていると思うのですけれども、甲州市ではさらにここを就学援助だけではなくて、金額的にもう少し少なくてもいいけれども、それを広げていくとか保護者の負担を減らしていくというようなお考えはないでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

今回は、補正予算計上させていただきましたのは、先ほども申し上げたとおりの方々でございます。その他フリースクールでございますが、県のホームページ等にもございますけれども、県内では18施設ございます。遠くは北杜市、あるいは南アルプス市、多くは甲府市というようなことになるかというふうに思うのですが、先ほど言ったとおり、その中で特に指導要録上の出席扱いとすることを認めたフリースクールであるということが大前提になってまいりますので、先ほど言ったとおり数はかなり絞られてくるかなというふうに思っております。

その方々の支援というところでございますが、そこは経済状況等もそれぞれ家庭ごとに違いますので、一律に助成していくということは今のところ考えておりません。ひとまずは就学援助費を受けられている方、生活の困窮されている方に限定をしていきたいなというふうに考えております。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 市によっては就学援助が、先ほど少し触れたのですけれども、生活保護の1.3倍とか1.5倍というところもあるのですけれども、本市では1.2倍だというふうに思います。ですので、実際に苦しんでおられる子どもさん、保護者に対しては、もう少し、例えば生活保護費の1.5倍のようなところまで広げてもいいのではないかと思うことが一つと、それから、やはりフリースクール、本市の子どもたち全てに家から外へ出て何らかの学びを続けていくということに対して、市としてまなざしがあってもいいのではないかというふうに思います。今回は難しいかもしれないけれども、来年度に向けて広げていただくように要望します。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。  
小林委員。
  - 委員（小林真理子君） 先ほど、今のフリースクールの補助の関係で、1名12か月分という答えだったのですが、遡及するのですか、4月まで。
  - 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
  - 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。  
先ほど、別途要綱のほうを配付させていただきましたが、こちらに関しては公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するという形にさせていただいておりますので、4月1日に遡及するという形でございます。
  - 委員長（丸山国一君） 小林委員。
  - 委員（小林真理子君） 補助金の申請と、あと、振込なりは、申請をいただいてからお支払いしていくような格好になると思うのですけれども、1年分まとめてですか、月々ですか。
  - 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
  - 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。  
今回の補助金に関しては、実績によりまして支払いのほうはさせていただければというふうに考えております。基本的には1年分でまとめてという形を考えております。
- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） すみません、先ほど言えばよかったですけれども、先ほど出席扱いを認めるというふうなことをおっしゃったのですけれども、学校へ行けない子どもさんなので、学校へ行っている子どもと同じように、毎日朝から夕方まで行っているということはできないと思うのですけれども、そのところを認めてほしいというような申請などが現状どれぐらいあるのか伺います。

（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。  
休憩 午前11時15分

---

再開 午前11時15分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

冒頭申し上げましたが、現在指導要録上の出席扱いとさせていただいている方に関しては、昨年度の実績ですけれども、数名です。そこは何人と具体的なところは申し上げることはできません。

今回の就学援助費を受けられている方、そのうち何人いるかというところになってくるかと思うのですが、現状を把握しているのは1件、1名であります。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

出席扱いをなかなか認めてもらえないというような声も聞いたりするものですから、出席扱いについての認める、認めないとセットでこれがあると思うのですよね。その辺の研究も重ねてお願いしたいと思います。要望です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

高畠委員。

- 委員（高畠一幸君） 資料の提出をお願いしておりました10款2項2目及び10款3項2目の教育振興費について、備品購入費の中の理科教育費ということで資料を頂きました。これが理科に使う教育備品ということで資料を頂いたのですけれども、当初にはこれが入っていなくて、ここで急にやったということは、器材が不足してきたとか、そういう備品が足りなかったとか、これが必要だということで予算計上しているのかどうか、そこをちょっとお伺いしたい。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

今回補正計上させていただいた理由でございますが、こちらに関しては県の補助金を頂いております。その交付決定をいただきましたのが5月でありましたので、当初予算では間に合わないという状況でありましたので今回補正予算計上とさせていただきました。

- 委員長（丸山国一君） 高畠委員。

- 委員（高畠一幸君） こうやって見ましたら、内容ですね、人体骨格模型とかあるのですが、これもう古くなっていて新しくしたいという要望が出たということなのかな。それと、デジタル気体チェッカーとか酸素濃度チェッカーというのは、今温暖化になって、すごく暑いというような、そういうのもこれで見ることができるような、そんな今

の現状に合わせた器材を購入しようと思って、備品購入しているのかというのを教えてください。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えいたします。

別途、細かい字のものになって申し訳ないのですが、A4横のもので各小学校、中学校の中で基準になるものということで一覧をつけさせていただきました。その中で重点項目がA B C Dという形でありますけれども、特に今回はAのものが多かったような気がいたします。あくまでも授業を受ける中で必要な器材に関し、不足分、あるいは委員が今おっしゃったような廃棄対象になるというようなものに関して、ここで更新をさせていただくという中身であります。あくまでも理科の実験に伴ってですので、今の温暖化といったところまでは、ちょっと考えてはいないかなというふうに思っております。

- 委員長（丸山国一君） 高畠委員。
- 委員（高畠一幸君） 今学校名が数校出ているのですけれども、塩山中学校に入っていますが勝沼中学校にはないということは、勝沼中学校はもう十分充足しているから頼まなかつた、ただ来年、再来年になったら、またそういうことはあり得るということで承知しておけばよろしいですか。
- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えいたします。

今回の補正予算計上させていただいたものに関しましては、各学校からヒアリング等をさせていただいて要望があったものに関して、県なり国のはうに補助金申請を行い、認められたという中身であります。

来年度以降に関しましては、今委員おっしゃったとおり学校ごとの状況によるかと思いますので、その都度計上はさせていただければというふうに考えております。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。
- 委員（小林真理子君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 先ほどのフリースクールの実績払いということで1年まとめてと伺ったのですが、課長もご答弁の中でありますように、就学援助を受けられている方で生活困窮にある方が1年後に支払っていただくよりも、やはり何というのでしょうか、少しずつでも払ってもらいたいということはあると思うので、もう要綱もこのように固まっているので1年分ということで申請書も仕上がっていっているところなのですけれども、

少し相談に応じるというようなことは可能なのですか。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えいたします。

金額的には年間で18万円という予算計上でございますが、対象になる方に関してはおっしゃるとおりかなというふうに思っております。

今言った実績払いという形で、毎月毎月、実際何日間くらいフリースクールに通われたかといったところが分かった段階で、そこはちょっと調整をさせていただければなとうふうに思っております。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

- 委員長（丸山国一君） それでは、第10款教育費についての質疑を打ち切ります。

次に、第2表 地方債補正についての質疑を行います。

地方債補正についての質疑はございませんか。

(発言する者なし)

- 委員長（丸山国一君） よろしいでしょうか。

それでは、第2表 地方債補正についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。討論はございませんか。

(発言する者なし)

- 委員長（丸山国一君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第43号は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。

以上をもって、本日の審査は終了いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

副委員長に挨拶をお願いいたします。

- 副委員長（矢崎友規君） 予算審査、大変お疲れさまでございました。

来週月曜日、本会議となりますが、体調を崩されませんようにお過ごしください。

以上をもちまして予算決算常任委員会を閉会いたします。

[散会 午前11時23分]